

参考資料 1：脆弱性評価結果

1-1 地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

○住宅・建築物の耐震化、老朽空き家対策

本市における住宅の耐震化率は63%と伸び悩んでおり、原因を検証し、耐震化の促進に取り組む必要がある。また、管理が不十分な老朽空き家についても、除去や適正管理の指導等の対策が必要である。

○学校・保育施設及び多数の者が利用する建築物の耐震化

本市では、学校・保育施設の耐震化が完了しているが、耐震性が確保されていない市役所庁舎や図書館等の耐震化を推進していく必要がある。

○家具の転倒防止等の家庭内対策

安全な避難行動に移ることができるよう、家具の転倒防止やガラス飛散対策など家庭内対策の促進を図る必要がある。

○避難地・避難路の整備、避難路沿道のブロック塀の耐震化

安全な避難地への迅速な避難を行うため、避難地・避難路の整備と倒壊の危険がある沿道のブロック塀の撤去・改善を促進する必要がある。

○消防施設・設備の充実、地域消防力の確保

同時多発する火災等に備え、消防力を強化するため、消防施設・設備の充実、消防団員の確保・教育訓練に努める必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

○津波、高潮対策施設の整備

津波や高潮等による被害を軽減するため、海岸保全施設の老朽化対策や粘り強い構造への改良などを進める必要がある。

○津波避難計画等の策定、津波避難施設の整備、適切な避難行動の周知徹底

静岡県第4次地震被害想定では、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震による津波（レベル2の津波）により、多数の人的被害が見込まれる。

これまで、津波避難計画の策定、ハザードマップの作成・配布、避難路や津波避難ビルなどの津波避難施設の整備や確保を進めてきたが、避難行動の遅れが人的被害に直結することから、津波避難行動の啓発や適切な避難行動の周知徹底を図る必要があるほか、避難路の適切な維持管理や津波避難ビルの拡充の検討、自主防災組織が行う津波避難施設等の整備に対する助成などを通じて、引き続き津波避難施設の確保に関する取組を進めていく必要がある。

○南海トラフ地震臨時情報を活用した防災対応

南海トラフ地震臨時情報を受けて行う防災対応は、その後発生が想定される地震に備えることであり、「突然発生する地震への日常の備え」をより強固なものにするものである。

地震対策は、突発対応を基本としつつ、明らかにリスクが高い事項については、それを回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常为社会活動をできるだけ維持することを基本とする防災対応を推進する必要がある。

また、住民等が、事前に臨時情報そのものを正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるようにするため、臨時情報の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について周知する必要がある。

○観光客の避難対策

年間を通じて、多くの観光客が来訪されることから、迅速な避難行動から帰路支援までの避難対策を推進する必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○洪水ハザードマップの作成、水害版図上訓練の実施

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、稲生沢川の想定最大規模に対応した洪水ハザードマップを作成し、配布しているが、新たに洪水浸水想定が公表されたときはハザードマップを見直すとともに、水害版図上訓練等の実施などにより、地域防災力の向上を図る必要がある。

○適切な避難行動の周知徹底

避難時の適切な行動について、避難するタイミングや階上への垂直避難等住民自らが状況に応じた判断ができるよう周知徹底を図る必要がある。また、要配慮者が利用する施設においては、近年の大規模災害を受けて、避難計画の策定及び訓練の

実施が求められている。

本市は、要配慮者に対して適切な避難行動の周知を図るとともに、要配慮者利用施設に対して、避難計画の策定及び訓練の実施を働きかける必要がある。

○農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）による多数の死傷者の発生

○砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備

従来からの施設整備は、同時多発的に発生し、人的被害が発生するおそれがある土砂災害に対して有効であることから、着実に進めていく必要がある。ハード対策の実施を国・県に働きかけ、確実な土砂災害防止施設の整備を促進する必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定を踏まえた警戒避難体制の整備

本市内では、土砂災害警戒区域として602か所（令和元（2019）年度末）が指定されており、警戒避難体制の整備、土砂災害ハザードマップなどを活用した住民への危険箇所の周知、避難訓練の実施等、県と連携してソフト対策を推進する必要がある。

○山地災害防止施設等の整備、避難体制の整備

森林の適切な整備と保全を図るため、山・がけくずれ危険箇所において山地災害防止施設による保安林機能の向上を促進するとともに、間伐などの森林施業の着実な実施と荒廃した森林の再生を促進する必要がある。

また、山・がけくずれ危険箇所において土砂災害ハザードマップの配布による啓発、避難体制の整備などのソフト対策を推進する。

○森林の多面的機能の向上

森林の適切な管理・保全が行われない場合には、森林が有する多面的機能が損なわれ、山地災害等の発生リスクの高まりが懸念されるため、県と連携しながら森林整備・保全活動や環境教育等を推進する必要がある。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○緊急物資備蓄の促進

市による食料等の緊急物資の備蓄を推進するとともに、市民に対して7日分の食料、飲料水の備蓄を呼びかけているが、現状では、多くの家庭で不十分な状況であることから、様々な機会を捉えて、日常生活で準備できる備蓄方法の周知などを行い、備蓄率の向上を図る必要がある。

○救援物資受入体制の整備

県の広域受援計画に基づく救援物資の受入体制を整備し、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口等の確認を定期的に行い、必要に応じて協定の見直しを行うなど、連絡体制を強化する必要がある。

○水道施設の耐震化

水供給の長期停止を防ぐため、水道管路や配水池の耐震化を進める必要がある。また、津波や地震による水道施設や道路の損壊等に備え、飲料水兼用型耐震性貯水槽を整備するなど代替手段の確保を図る必要がある。

○停電リスク低減のための推進体制の構築

災害時における大規模停電のリスクを低減するため、県・市町・電力事業者等で構成する予防伐採推進連絡会に参加し、必要性について検討・調整するとともに、災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定に基づき協力体制を強化する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○孤立地域における通信手段の確保、ヘリ誘導訓練の実施

本市内には道路の寸断等により、孤立が予想される8つの地域がある。孤立時の通

信手段を確保するため、各地域に衛星携帯電話を配備しており、引き続き適切な維持管理に努める必要がある。

また、輸送手段等の確保のため、孤立地域においてヘリコプターの誘導訓練を行う必要がある。

2-3 警察、消防、海保、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足

○自衛隊等との連携強化

災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、自衛隊や警察のほか、相互応援協定を締結している県内外の自治体等と平時から連絡会議等による情報交換や訓練等を行うことにより、連絡体制の強化を図る必要がある。

○地域の防災力の充実・強化

超広域災害では、広域支援の遅れや不足が生じることも想定されることから、地域の防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の消防防災用施設、設備及び資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心にした地区防災計画に関する取組や、地域の住民や学校、事業所などが協力した防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する。

○消防等の防災拠点となる公共施設の耐震化

防災拠点となる公共施設の耐震化、機能強化を図る必要がある。

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時の電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連絡体制を強化する必要がある。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（観光客を含む）の発生、混乱

○事業所等における緊急物資備蓄、帰宅困難者への情報提供

大規模地震発生時等において、帰宅困難者を極力発生させないため、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

また、帰宅困難者への適時・適切な情報提供体制を整備する必要がある。

2-6 医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○医療救護体制の整備

重症患者の広域搬送体制、被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等受入れによる治療実施体制など、医療救護計画に基づく医療救護体制を整備する必要がある。

○病院等医療機関における電力供給体制の確保

災害時の電力供給の途絶に備え、病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する必要がある。

○救護所用資機材の適切な維持管理

適切な救護所運営を行うため、救護所用資機材の更新等適切な維持管理を行う必要がある。

2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○平時からの予防措置

疫病・感染症等の大規模発生を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、感染症予防資機材の整備が必要である。

2-8 劣悪な避難生活環境、きめ細やかな支援の不足による心身の健康状態の悪化・災害関連死の発生

○避難所の安全確保

避難所の安全確保を図るため、被災建築物応急危険度判定の実施体制を強化するとともに、天井脱落防止、非常用電源の確保等を推進する必要がある。

○福祉避難所の促進

社会福祉施設や宿泊施設の協力を得て、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者（要配慮者）を避難させる「福祉避難所」の設置や運営マニュアルの策定を促進する必要がある。

○避難所での生活によるストレスの軽減

避難所での生活によるストレスを軽減できるよう、避難所におけるルールづくり、パーティション等を活用したプライバシーの保護、非常用トイレの整備推進を図る必要がある。

○災害ボランティアの円滑な受入れ

避難者等へのきめ細かな支援を行うボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティア本部等との連携強化を図るための訓練等を行う必要がある。

○動物救護体制の整備

災害時における犬猫等の保護のため、動物救護体制の整備を図る必要がある。

○被災者の健康支援体制の整備

災害時における被災者の健康支援を迅速に対応するため、災害時健康支援マニュアルの検証と見直しを行う必要がある。

○遺体の適切な対応

遺体に関して、適切な対応を行うため、遺体安置（検死）施設の確保、遺体収納袋等の資機材の充実や広域火葬体制の整備を図るとともに、遺体措置計画を見直す必要がある。

2-9 緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策等を推進する必要がある。

○緊急輸送路等の周辺対策

緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物、ブロック塀等の撤去や耐震対策等を促進する必要がある。

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○港湾施設・漁港施設の強化

既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理と長寿命化対策を推進し、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施が求められる。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○ヘリポートの活用に関する検証

災害時に使用するヘリポートについて、訓練等により活用の検証を行う必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○防災拠点庁舎等の安全性の確保、防災機能の強化

市庁舎については、耐震性に対する安全性が確保されておらず、津波浸水想定区域及び洪水浸水想定区域内に位置していることから、防災拠点に適し、必要な機能を有する新庁舎の整備を推進する必要がある。

○本市の業務継続に必要な体制整備

本市の危機管理体制においては、首長不在時の明確な体位順位を定めており、緊急事態においても迅速な意思決定ができる体制としている。

本市の業務継続計画（BCP）の検証と見直しを常に行い、業務継続に必要な体制を整備する必要がある。

○各種実践的訓練の実施

危機対策に当たる要員を対象として、年間を通じて計画的に各種実践的な訓練を行うことにより、業務の習熟を図る必要がある。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○防災拠点施設における非常用電源、燃料の確保

電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災行政無線等の情報通信施設の機能維持に必要な非常用電源及び燃料を確保する必要がある。

○ふじのくに防災情報共有システムの習熟

災害時における県や関係機関等との情報を共有できるよう、「ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）」による訓練を実施する必要がある。

○デジタル化に対応した防災通信ネットワークシステムの整備・運用

県と連携し、災害時の通信を確実に確保するため、デジタル化に対応した新たな防災通信ネットワークシステムを整備・運用する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○災害情報の伝達手段の多様化

テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、住民に対して災害関連情報の提供ができるよう、同報系防災行政無線システムの適切な維持管理と運用に努めるとともに、災害情報共有システム（Lアラート）や緊急速報メールを活用する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○災害関連情報の伝達手段の多様化

災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の定期的な運用試験等により確実な運用に努める必要がある。

住民への情報伝達手段として、これまでの防災行政無線に加え、災害情報共有システム(Lアラート)や緊急速報メール、登録制メール配信システムなど多様化に努めているところであり、情報インフラ等の環境の変化に応じて、さらに効果的な情報伝達手段を構築するとともに、情報伝達訓練の実施等により、システム運用の検証と住民への周知を促進する必要がある。

○防災意識の向上

津波や土砂災害等による被害を軽減するためには、住民一人一人が、自分の住んでいる地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、的確な避難行動を迅速に行うことが重要である。

このため、防災講座や広報誌等を活用した啓発活動、各種災害を想定した防災訓練を実施するなど防災意識の向上を図る必要がある。

○地域で行われる防災訓練の充実・強化

地域の防災体制の確立、地域防災力の向上及び住民の防災意識の高揚を図るため、災害図上訓練DIG、避難所運営ゲームHUG、自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」等を活用した地域防災訓練を実施するとともに、地域防災リーダーの活用等を促進する必要がある。

○観光客の避難対策

年間を通じて、多くの観光客が来訪されることから、迅速な避難行動から帰路支援までの避難対策を推進する必要がある。

○外国人に対する危機管理対策

外国人居住者や外国人観光客は、言語や文化・習慣の違い等により、防災知識や情報の理解が困難なため、適切な避難行動が遅れる場合がある。このため、防災に関する情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信、災害時通訳ボランティアの活用等により、災害時のコミュニケーション支援を図る必要がある。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞

○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく事業所における地震防災応急計画について、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、策定を促進する必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連携体制を強化する必要がある。

5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止

○基幹的交通インフラの安全性の確保

大規模災害時における救急・救命活動や支援物資の輸送等の広域受援を迅速に行えるよう、国道414号等の基幹的交通インフラの防災機能強化を促進する必要がある。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、伊豆縦貫自動車道の整備を促進するとともに、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策等を推進する必要がある。

○緊急輸送路等の周辺対策

緊急輸送路や避難路等の機能及び通行の安全を確保するため、道路等に面する建築物、ブロック塀等の撤去や耐震対策等を促進する必要がある。

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○陸・海・空の多様なモードの連携によるネットワークの強化

陸・海・空の各輸送モードの機能確保だけでなく、輸送モード相互の連携、代替性の確保を図る必要がある。

○港湾施設・漁港施設の強化

既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理と長寿命化対策を推進し、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施が求められる。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

5-4 食料等の安定供給の停滞

○食料の生産・流通等関係事業所の防災対策（地震防災応急計画の策定）の促進

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力強化に向けた対策の適切な推進を図っていく必要がある。

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの長期間の機能の停止

○分散自立型のエネルギーシステムの推進

太陽光、バイオマス、中小水力、天然ガスコージェネレーション等の分散自立型エネルギーシステムを活用したエネルギーのネットワーク化を推進する必要がある。

また、住宅を始め、事業所や工場等における太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

○ライフラインの耐震化の促進と各機関等との連携強化

エネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設の耐震対策、津波対策を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、平時から連絡会議や訓練を実施し、連絡体制を強化する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○水道施設の耐震化

災害時における上水道の機能確保を図るため、水道管路や配水池の耐震化を進める必要がある。

○上水道の断水に備えた応急給水体制の確保

非常用給水タンク、給水車、飲料水兼用型耐震性貯水槽の整備など、生活用水の確保と応急給水体制の確保を推進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の適切な維持管理

下水道施設は一部耐震化されているが、耐震性が確保されていない管路、建物の耐震化を推進していく必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

○災害時の迂回路となる農道、林道の整備・改良

山間地等において、道路の防災・震災対策及び周辺の治山対策等を進めるとともに、災害時の迂回路となる農道や林道の整備を進め、多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を県と連携し推進する必要がある。

○緊急輸送路等の整備・耐震対策

救急・救命活動や支援物資の輸送を迅速に行うルートを確保するため、緊急輸送路等の道路整備、街路整備、橋梁の耐震対策等を推進するとともに、道路等に面する建築物やブロック塀等の耐震対策等を促進する必要がある。

○港湾施設・漁港施設の強化

既存インフラの整備効果が最大限に発揮できるよう、適切な維持管理と長寿命化対策を推進し、津波が施設を乗り越えた場合にも減災効果を発揮する粘り強い構造への改良などの質的強化の実施が求められる。

○道路啓開体制の整備

緊急輸送路の途絶を迅速に解消するため、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。

○災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化

道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会の開催や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。

6-5 応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化

○応急仮設住宅、応急借上げ住宅等、被災者の住宅の支援

被災者の生活拠点を早急に確保するため、応急仮設住宅の建設が可能な用地を把握するとともに、応急借上げ住宅の確保に取り組む県との連携を強化するなど、あらかじめ住宅の供給体制を整備しておく必要がある。

既存市営住宅の空き住戸への一時的な入居による活用を考慮し、公営住宅等ストック総合改善事業や、市営住宅長寿命化計画による市営住宅の改善を推進する必要がある。

6-6 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○津波、高潮対策施設の整備

津波や高潮等による被害を軽減するため、海岸保全施設の老朽化対策や粘り強い構造への改良などを進める必要がある。

7-1 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○観光業、農業等の需要回復に向けた安全性の情報発信

災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供するとともに、関係機関等と連携し、市内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じることが必要となる。このため、平時から関係機関等との連携構築等を行う必要がある。

7-2 原子力発電所の事故による原子力災害の発生

○原子力防災対策の推進

地震・津波災害を原因として原子力災害が発生する可能性も考慮し、地域住民の被ばくの低減のため、原子力防災資機材（放射線測定器等）の整備を推進するとともに、浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づく広域避難受入体制の整備を図る必要がある。

7-3 農地・森林等の被害による国土の荒廃

○農地・農用施設の保全管理

農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、農地・農用施設等の適正な保全管理を推進する必要がある。

○森林の整備・保全

災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。

○有害鳥獣被害の対策

シカやイノシシなど野生鳥獣による農作物や植林等の食害や落石等の被害等を防ぐための対策を推進する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の処理体制の見直し

災害廃棄物処理計画は策定済であるが、廃棄物の仮置場の一層の確保を図るなど、より実効性の高い計画となるよう随時更新する必要がある。

また、災害発生後にも継続して適切にごみ処理を行うため、新ごみ処理施設の整備を推進する必要がある。

8-2 貴重な文化財の地震の揺れや火災による被災、さらには被災を起因とした地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

○地域における防災人材の育成・活用

地域のコミュニティにおける防災力の充実・強化を図る必要がある。

このため、地域の防災用資機材の整備を進めるとともに、自主防災組織を中心に地域の住民や学校、事業所などが協力し、防災訓練や人材の育成・活用などの取組を促進する必要がある。

○文化財の耐震・防火対策

文化財指定・登録された建造物のみならず、城跡の石垣等を含め耐震、防火対策を進めるとともに、寺社等に展示、収蔵されている文化財については転倒防止等の措置を講じる等、文化財の内容、状況、状態に応じた対策を講じる必要がある。

○文化財救済体制の構築

地震発生直後は、行政による文化財被害の情報収集、被災文化財の救済が困難になると想定されるため、民間を含めた文化財被害の情報収集、被災文化財の救済体制を構築する必要がある。

また、国等機関（文化庁、国立文化財機構）や県との文化財救済に向けた連携強化を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○津波、高潮対策施設の整備

津波や高潮等による被害を軽減するため、海岸保全施設の老朽化対策や粘り強い構造への改良などを進める必要がある。

○農業用排水施設等の整備・補強

農地や農業用施設の湛水被害の解消や、自然的社会状況の変化等によって機能低下した農業用排水施設等の整備・補強を進める必要がある。

○排水機材の整備

地盤沈下による浸水に対して、緊急的な排水を行う必要があることから、ポンプなど排水機材の調達が可能で体制を整えておく必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず生活再建が大幅に遅れる事態

○復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、事前復興計画の策定など被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく、復興事前準備の取組を推進する必要がある。

震災復興都市計画行動計画に従い、被災時における関係課の役割についての認識向上や、被災に備えた体制構築を図る必要がある。

○住宅対策

生活の基盤である住宅については、被災者による自力再建支援を行うため、支援制度を前提とした体制の構築に努める必要がある。

災害公営住宅等の供給を行うため、復興・復旧体制を見据え、迅速に災害公営住宅の建設等ができるようあらかじめ検討しておく必要がある。

○雇用対策

被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策や再就職支援が円滑に実施できるよう、公共職業安定所等の関係機関との連携を強化する必要がある。

また、事業所の事業活動の維持を図るため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。

○生活再建支援

被災者生活再建支援制度の充実に加え、様々な生活再建関連施策に関する情報提供や生活の復興に向けた相談体制を整備するとともに、被災者生活再建支援システムの整備等により罹災証明書を効率的に短期間で発行する必要がある。

○被災地の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

津波浸水想定区域など、被災地の円滑な復旧・復興を確保するため、正確な登記簿と公図を整備する地籍調査を推進する必要がある。

○事業所における地震防災応急計画及び事業継続計画（BCP）の策定の促進

大規模地震対策特別措置法に基づく事業所における地震防災応急計画について、策定を促進する必要がある。

また、大規模災害時における事業所の被災や生産力の低下を防ぐため、事業所の事業継続計画（BCP）について、策定を促進する必要がある。

8-5 復興を支える人材等の不足、より良い復興にむけたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○公共事業の持続的な担い手の確保

公共事業の担い手である建設産業では、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されている。そのため、県と協力し、持続的な発展や新たな担い手確保に対する啓発を行うとともに、市外の関係人口の獲得や移住・定住を促進する必要がある。

○災害ボランティアの活動環境の整備

ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携をとりながら、環境整備を図る必要がある。

○復興事前準備の取組の推進

被災後、早期に的確な復興が実現できるよう、事前復興計画の策定など被災後の復興まちづくりをあらかじめ検討しておく、復興事前準備の取組を推進する必要がある。

9-1 企業・住民の流出等による地域活力の低下

○事前復興の視点を取り入れた安全・安心で魅力ある地域づくり

人口減少が進む中、地域の活力低下を防ぐため、事業者の魅力創出を図り市内への就職者を増加させるとともに、大規模災害に対し、ハード・ソフト事業からなる多重防衛の防災・減災対策に取り組み、復旧・復興をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がある。

○沿岸部の再生

巨大地震がもたらす津波被害等の自然災害から住民の生命と財産、産業を守るための防災・減災対策を最優先に実施しながら、地域産業の活性化や住空間の整備等を促進し、沿岸地域を再生する必要がある。

○内陸部の革新

伊豆縦貫自動車道の整備等により発展の可能性が広がる内陸部においては、新しい産業の創出や豊かな自然と調和したゆとりのある暮らし空間の提供などを通して、美しさと品格を備えた活力ある地域づくりを推進する必要がある。

※上記各項目において「第5章 国土強靱化の推進方針」に基づき、順次取組を進めていきます。

参考資料 2：用語解説

ア	
新しい生活様式	新型コロナウイルス感染症対策を日常生活に取り入れた生活様式。
イ	
伊豆縦貫自動車道	静岡県沼津市を起点とし本市に至る延長約60kmの一般国道の自動車専用道路。
エ	
液状化	ゆるく堆積した砂の地盤に強い地震動が加わると、地層自体が液体状になる現象。
オ	
応急仮設住宅	大規模災害により住宅を失った被災者に対して提供される、応急的、一時的な住宅。
応急借上げ住宅	災害被災者に対して、応急的に民間賃貸住宅等を借り上げて提供する住宅。
キ	
帰宅困難者	大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しがいい場合において、徒歩で帰宅することが困難な者。
緊急輸送路	災害直後から、避難・救助を始め、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。
コ	
公共施設等総合管理計画	公共施設等の長寿命化や統廃合等を進め、施設の更新や維持管理にかかるトータルコストを削減し、財政負担の平準化を図ることを目的とする計画。
合計特殊出生率	「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
国土強靱化	大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。
国土強靱化基本計画	国土強靱化に係る国の計画等の指針となる計画。
サ	
災害図上訓練DIG	Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名された、参加者が地図を使って防災対策を検討する訓練のこと。
サプライチェーン	原料調達、製造、物流、販売、廃棄などの一連の流れ全体のこと。
シ	
事業継続計画（BCP）	災害や事故で被害を受けた場合においても、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や継続のための方法、手段などを取り決めた計画。

自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」	災害時に、自主防災組織がどのように対応したらいいかを具体的に考えるイメージトレーニングのこと。
セ	
脆弱性	弱くて脆い性質のこと。国土強靱化においては、最悪の事態を回避するために、現状が有する問題点や課題のこと。
タ	
耐震化	強い地震でも建築物、工作物等が倒壊、損壊しないように補強すること。
チ	
地球温暖化	地球規模で気温や海水温が上昇し氷河や氷床が縮小する現象。
地区防災計画	市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が共同して行う自発的な防災活動に関する計画。
地籍調査	主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。
長寿命化	予防保全の考え方に基づき、インフラ等を計画的に修繕することにより、施設の性能や機能を確保し、施設の寿命を延ばすこと。
ツ	
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。
津波避難計画	地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間～十数時間の間、住民等の生命、身体の安全を確保するための避難計画。
ゼ	
全国瞬時警報システム（J-ALERT）	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム。
ハ	
ハザードマップ	自然災害に対して、被害が予測される区域や、指定避難場所等の防災情報を記載した地図のこと。
ヒ	
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
避難所運営ゲーム HUG	避難所のH（hinanzyo）、運営のU（unei）、ゲームのG（game）の頭文字をとってHUG（ハグ）と読む。避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。
フ	
ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）	道路や避難所などの基礎的な情報をデータベースとして、災害時には被害情報を収集して表示するシステム。